

プラスチックによる海洋汚染や気候変動問題対策として、プラスチックのリサイクルを進めています。

プラスチック類の分別回収にご協力ください。

令和5年4月からプラスチック製品の分別回収がスタートしました。

問合せ 環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課
☎ 075-222-3946 FAX 075-213-0453

プラスチック製品 と プラスチック製の「容器」と「包装」を一緒に入れてお出しく下さい。

プラスチック製品 (例)
プラスチック類

100%プラスチック素材を使用したもの



大部分がプラスチック素材であるもの

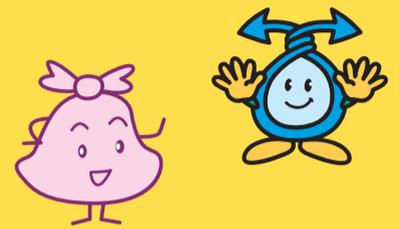


トレイ類、ボトル類、袋類、カップ類、キャップ類、緩衝材 (発泡スチロールなど)

商品を入れた「容器」や「包装」で、中身の商品を取り出したあと、不要になるもの



目印は マーク



透明の
資源ごみ用指定袋
(袋は変更ありません。)



分別の名称は
「プラスチック類」です。

※収集日は、プラスチック類の日です。

※ペットボトルは、引き続き資源ごみとして「缶・びん・ペットボトル」の収集日にお出しく下さい。

※生ごみ類、リサイクルできない紙類、ガラス類は、引き続き黄色の燃やすごみ用指定袋でお出しく下さい。



民間業者が収集するマンションの場合

無色透明又は白色透明の袋をご使用ください。
ごみの出し方の詳細は、マンションの管理会社へお問い合わせください。



ごみの分別案内はこちら

ごみ分別案内アプリ「さんあ〜る」



iPhone用

Android用

プラスチック製品として分別回収できないもの(例)

拠点回収	大型ごみ	交付された医療機関・薬局	燃やすごみ
<p>リチウムイオン電池など電池・電気で作動おもちゃや小型家電など</p> <p>刃物類・ライター※1</p>	<p>砕いたり、分解したりしないでください。</p> <p>クーラーボックス スーツケース ポリタンク</p>	<p>在宅医療器具</p>	<p>ビニール傘※2 一般用抗原検査キット※3</p> <p>ひも状、シート状で長さが50cm以上のもの※2</p>

※1 ライターはガスを使い切ったものは水に浸して「燃やすごみ」へ ※2 リサイクル設備に影響を与えるもの ※3 感染症等拡大防止のため

お願い! 「分別するのめんどくさい」「少くらい大丈夫」が大きな火災事故につながります!

携帯扇風機、電子たばこ、モバイルバッテリーなど
リチウムイオン電池使用製品は、ごみ収集車やごみ処理施設での火災の原因となるので、資源ごみや燃やすごみでは**絶対に出さないでください!!!**

リチウムイオン電池使用製品の詳しい排出方法については、こちらからアクセスしてください。



東北部クリーンセンターの火災被害状況